

墓地埋葬法にかかる死体処理用務の 特殊勤務手当について

議案第20号

大津市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

令和6年3月14日(木) 総務部人事課

1 改正を必要とする条例

大津市職員の特殊勤務手当に関する条例

2 改正の趣旨

現在、墓地埋葬法（墓地、埋葬等に関する法律）にかかる死体処理用務については、特殊勤務手当の支給対象となっていない。しかし、これまでから支給対象となっている行旅死亡人にかかる用務との間に、業務の質および量的な差異はないことから、支給対象になるよう改正を行う。

総務常任委員会資料

(議案第20号)

◆死体処理用務にかかる適用法令及び特殊勤務手当の整理表

NO.	適用法令	葬祭執行者	適用条件	所管課	特殊勤務手当	備考
1	行旅病人及 行旅死亡人 取扱法	無	①行旅中の死体②住 所、居所、若しくは住 所氏名が不明の死体等 で、引取者のない場合	生活福祉課	有（行旅病人 等取扱手当： 2,400円/件）	いわゆる行き倒 れの死体処理
2-①	生活保護法	有（扶養義 務者）	扶養義務者世帯が保護 要件に該当	生活福祉課	有（社会福祉 業務手当： 250円/日）	葬祭執行能力の ない親族による 死体処理
2-②		有（生活福 祉課）	生活保護法の被保護者 の死体	生活福祉課	有（社会福祉 業務手当： 250円/日）	被保護者の死体 処理
2-③		有（民生委 員）	生活保護法の被保護者 ではない死体	生活福祉課	有（社会福祉 業務手当： 250円/日）	民生委員葬と呼 ばれる死体処理
3	墓地、埋葬 等に関する 法律	無	行旅死亡人に該当しな い場合	生活福祉課	無（適用条項 なし）	その他の死体処 理

◆生活福祉課における死体処理用務の件数

(件)

		H30	R1	R2	R3	R4	5年(3年) 平均
葬祭扶助支給		57	58	63	48	62	58
	うち墓埋法対象(※1)	38	32	34	33	30	34
	うち生活保護法対象(※2)	19	26	29	15	32	25
行旅法対応		—	—	0	0	1	1

※1…死亡人に身寄りがないケース

※2…遺族が生活保護受給者のケース

3 改正内容

墓地埋葬法にかかる死体処理用務について、下記の手当額が支給できるよう改正する。

1件2,400円

(特に業務が困難な場所において同作業に従事した場合は1件4,800円)

※なお、年間処理予定件数は、40件程度を想定

4 実施時期

令和6年4月1日施行